

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から51年3月まで

昭和47年6月30日にそれまで勤務していた会社を退職し、A市に帰郷した。帰郷後は、これまで家業の漁業に従事してきた。

私が20歳になった昭和47年10月ごろ、同居していた母がA市役所で私の国民年金の加入手続を行った。その後は、地区の区長が集金に回っていたので、毎月、父母の分と一緒に国民年金保険料を母が納付してくれていた。

申立期間について、父母の分と一緒に母が確実に3人分の国民年金保険料を納付していたと言っているのに、自分だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、同居していた申立人の母及び父も昭和37年4月から国民年金保険料の納付を始め、その後の国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付しており、納付していたとする母の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金保険料を支払ったとしている申立人の母は、「毎月、夫と自分と息子の3人分の国民年金保険料を集金に回っていた地区の区長に確実に納付していた。」と述べている。

さらに、申立人の国民年金保険料を集金していたとしている地区の納付組織について、A市は「申立期間当時、A市国民年金協力委員という納付組織があったと思う。」と回答しており、納付方法は具体的で、申立内容に不自然さはみられない。

加えて、申立期間当時、申立人はその母及び父と共に家業である漁業を営み、「自前で漁船を所有していたので、利益もあった。」と述べており、申立人の国民年金保険料を納付する資力は十分な状況にあったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月及び同年 3 月

二十歳の誕生日に、私が勤務していた病院の受付に市役所の人に来て国民年金加入の勧奨を受けたので、自分で加入の手続をした。

当時の国民年金保険料の金額は 1,000 円だったと記憶しており、毎月集金人へ現金で納付した。

二十歳の誕生日のことなのでよく記憶しており、昭和 49 年 2 月及び同年 3 月が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2 か月と短期間であり、申立期間を除き国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人は国民年金の資格取得届等の手続を適正に行い、申立人の国民年金制度に対する知識及び国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人自身が国民年金保険料の納付について、納付場所や集金人の特徴及び納付した金額等を鮮明に記憶しているところ、申立人の住所地では集金人による保険料の収納業務が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和35年10月から国民年金に加入し、36年4月からは当時のA市役所B出張所（通称。正式にはC出張所。）の女性の国民年金担当者に、ずっと現金を持参して納付していた。国民年金手帳に検認を受けていたが、その手帳を今は持っていない。

また、私の夫がDに勤め始めた昭和37年6月1日に国民年金をやめた記録になっているが、私自身にやめた記憶は無く、転居したA市E町の町内担当者が国民年金保険料を集金し、途中から町内担当者に国民年金保険料を持参することとなった。さらに、町内担当者が交替したが、その後も40年3月までずっと納付していたことは間違いないので、申し立てた期間の記録が未納又は未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、拠出制国民年金の被保険者適用事務が開始された昭和35年10月1日に国民年金の資格を取得するとともに、申立期間を除く国民年金被保険者期間の国民年金保険料を完納しており、45年1月から61年3月までの間は、国民年金任意加入被保険者として195か月の国民年金保険料を納付するなど、申立人の国民年金への加入意識及び保険料の納付意識は相当高かったことが推認できる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年5月までの期間の国民年金保険料の支払の方法等についての記憶は具体的かつ鮮明であり、その内容に不自然さは無く、納付したとする国民年金保険料の額も

当時の国民年金保険料の金額と合致しており、申立人の申立内容は^{しんぴょうせい}信憑性が高いと思われる。

一方、申立人自身に国民年金の資格喪失手続に関する記憶は無いものの、社会保険庁の申立人の年金記録では申立人の夫がDに勤め始めたとする昭和37年6月1日に国民年金の資格を喪失した記録になっている上、申立人自身も市役所の出張所が遠距離になったことを受けて37年6月から同年10月までの5か月間の国民年金保険料は納付していないと述べている。

さらに、申立人は、昭和37年10月以降についての国民年金の任意加入手続に関する記憶が曖昧^{あいまい}であり、知人と一緒に37年10月ごろに新しい国民年金手帳を受け取ったと述べているが、当該知人の年金記録を確認したところ、37年10月ごろに国民年金に加入した形跡は見当たらない。

加えて、昭和37年11月以降に国民年金保険料を町内担当者に申立人と一緒に納付した記憶があると述べている別の知人について記録を確認したところ、申立人の申立期間と同じ期間は未納期間となっており、両知人の証言と年金記録とは整合性が認められず、申立人が国民年金保険料を納付したことを推認することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和36年4月から37年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から50年3月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

A市の有限会社Bを退職後、同市で国民年金に再加入手続を行い、昭和49年11月に転居したC市で婚姻した。国民年金保険料は継続して納付しており、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、有限会社Bを退職した時に居住していたA市及びその後に転居したC市では、当時の書類を廃棄していることから申立人の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に係る資料は確認できないものの、申立人の年金記録は、過去二回にわたって訂正が行われているとともに、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳には、氏名が誤って記載されており、適正な記録管理が行われていなかったことが推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店（現在のC支店。以下同じ。）における、資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月1日から同年4月1日まで

昭和44年2月1日から同年4月1日までの期間については、A株式会社を途中で退職した事実も無く、会社の命による異動はあるものの継続勤務期間であり、厚生年金保険の期間が途切れることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険料の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社での社内異動履歴及び同社からの回答書によると、申立人は、昭和44年2月1日から同社D営業所に継続して勤務していたことが確認できた。

また、A株式会社D営業所は新規適用年月日が昭和44年4月1日であるが、同社に確認したところ、「当時は社内異動であり、それまでに勤務していた同社B支店で給与支払い及び厚生年金保険料の控除が行われていたであろう。」との回答を得たことから、当時同社D営業所は厚生年金保険の未適用事業所であったために、同社B支店において引き続き、給与から厚生年金保険料控除の処理が行われたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年2月1日の資格喪失時及び同年4月1日の資格取得時の社会保険事務所の記録から6万円

とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が当時の状況は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和30年9月1日から31年5月までの期間の第三種厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B鉱山における第三種被保険者資格の取得日に係る記録を昭和30年9月1日に、第三種被保険者資格の喪失日に係る記録を31年6月20日とし、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和30年9月から31年5月までの第三種厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月2日から31年6月20日まで

私は、昭和28年9月2日にA株式会社に入社し、B鉱山で働き始めた。失業保険にも加入していたが、31年6月20日に閉山のため退職した。

B鉱山で一緒に働いていたC氏、D氏、E氏には、厚生年金保険の被保険者としての記録があると聞いている。

失業保険も控除されていたにもかかわらず厚生年金保険の加入期間が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の元同僚の勤務期間に関する証言の整合性がとれていること、及び元同僚の業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が、A株式会社B鉱山に坑内夫として勤務していたことが推認される。

また、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、坑内での削岩業務以外の業務に従事していたとする元同僚にも当該事業所において厚生年金保険被保険者としての記録が存在しており、事業主が申立人のみを厚生年金保険被保険者の適用から除外したとは考え難い。

さらに、申立人は、失業保険にも加入し、退職後、失業給付を受けていたと申し立てており、当時、失業保険に加入していたとする元同僚もいる

ことから、当該事業所において申立人も元同僚と同様の雇用形態であったことがうかがえる。

これらの事実および関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

ただし、申立人の当該事業所における勤務期間に関して元同僚は、申立期間の始期より2年ぐらい後からだったと記憶しており、申立人も元同僚のC氏より半年遅く入社したと述べていることから、当該元同僚の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日を考慮し、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険の資格得喪日を昭和30年9月1日に、複数の元同僚の証言から、申立てどおり資格喪失日を31年6月20日とすることが妥当である。

併せて、申立人は、坑内での電気工事、削岩業務の補助及びトロッコによる鉱石運搬業務に従事していたと述べており、元同僚からも申立人は坑内での業務だったとの証言が得られるとともに、坑内での削岩業務以外に従事していた元同僚も第三種被保険者として記録されていることから、申立人も同様な種別の取扱いが行われていたものと推認される。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人がトロッコによる鉱石運搬業務が主であったとする元同僚のF氏の証言及び削岩業務を担っていたとする元同僚のD氏の当該事業所における昭和30年10月の社会保険庁の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年9月から31年5月までの第三種厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る第三種厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 28 日まで
私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。
A株式会社を昭和 43 年 4 月 28 日に退職し、同年 5 月には占領下の沖縄で勤務しており、脱退手当金の支払いを受けた記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の厚生年金保険被保険者資格を昭和 43 年 4 月 28 日に喪失し、約 4 か月後の同年 8 月 23 日に脱退手当金の支給決定がされたこととなっている。しかし、申立人は同年 5 月 10 日から占領下の沖縄のBに勤務していたと主張しており、申立人の従姉は、「昭和 43 年 5 月の初旬から紹介したBに勤務し、約 1 年間はアパートの同室で生活していた。」と証言しており、申立人は支給請求時期等には国内におらず、脱退手当金の請求または受給したとは考え難い。

また、当時の同僚で、受給要件の該当者であるが、脱退手当金の支給決定の記録が無い者は、「事業所から脱退手当金の説明を受けたことがなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、Bを退職後は、C株式会社、株式会社Dに勤務し、その間は厚生年金保険被保険者となっているが、脱退手当金の受給手続は行っておらず、A株式会社退職時に脱退手当金を請求する意志を有していなかったことが推測される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 25 日から 37 年 8 月 21 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

株式会社AのB出張所を昭和 37 年 8 月 21 日に退職したが、退職後、直ちに、退職前から決定していた再就職先があるCに転居しており、脱退手当金を受けた記憶は無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所は、既に廃業しており、脱退手当金の受給申請に係る事業主の関与状況は確認できず、当時の同僚のうち、社会保険庁の記録で脱退手当金の支給決定を受けていることが確認できた3名からも証言を得ることはできなかった。

しかし、脱退手当金を受給していない同僚のうち、連絡のとれた株式会社AのD本社及び同社B出張所の各1名は、いずれも、「退職時に会社から脱退手当金の説明等は無かった。」と証言しており、事業主による積極的な脱退手当金の代理請求の関与は無かったことがうかがわれる。

また、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和37年10月2日に支給決定されたこととなっているが、申立人は、退職前に申立人の姉の友人の紹介で再就職先が決まっており、引き続いて就業する意思を有していたことから、脱退手当金の受給手続を行ったとするのは不自然である。

さらに、申立人が再就職したとしている事業所について、当時、申立ての

とおりに所在していたことが確認でき、申立人が記憶している事業所の代表者の氏も一致する上、申立人の家族（職場紹介に関与した姉は既に他界）から、「申立人はすぐにCに行っており、翌年の正月も帰郷していなかったことから電話で話したことがある。」との証言があり、申立人がCで勤務していたとする申立ての信憑性は高い。

加えて、申立期間後に就業している3事業所の厚生年金保険記号番号は申立期間と同一であり、申立人が申立期間を厚生年金被保険者期間と認識していたことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 4 月 1 日から同年 4 月 22 日まで
② 昭和 20 年 10 月 1 日から 23 年 2 月 15 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A会（現在は、B会。以下同じ。）を昭和 23 年 2 月 15 日に退職したが、同会の脱退手当金の支払いを受けた記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時勤務していた事業所は、「当時の記録が残っておらず、本事業所の関与状況は不明」としているが、当時の同僚 6 名のうち 5 名が脱退手当金の受給資格を有しているが、いずれも受給しておらず、脱退手当金に係る事業主の代理請求はうかがえない。

また、C組合の人事記録によると、申立人は、A会を退職前に、既にD村（現在は、E市）のF委員会に勤務していることが確認でき、同会退職後も勤務する意思があったことがうかがえ、申立人の意思をもって脱退手当金の請求が行われたとは考え難い。

さらに、脱退手当金の支給金額の計算の基礎となる申立人の標準報酬月額について、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者名簿と社会保険業務センターが保管している厚生年金保険被保険者台帳が異なっており、社会保険事務所における記録管理が適正に行われていないことが推測される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、母から勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料は毎月納付していた。納付の場所や方法はよく覚えていないが、納付書で自宅近くの A 銀行 B 支店又は C 郵便局において納付していた。また、当時、自分が任意加入者だったとは意識していなかった。

領収書や家計簿などは残っていないが、夫が船員であったので、経済的には困っておらず、納めなければならないものを忘れてはならず、国民年金の加入を途中でやめることも考えられないので、申立期間について、国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の記録及び D 市が保有している申立人の国民年金に係る記録において、申立人の国民年金の任意加入の資格喪失日が昭和 58 年 4 月 5 日と記録されており、申立期間は国民年金の未加入期間であることから納付書は発行されないため、国民年金保険料を納付できない期間であり、行政側の記録管理に不備があった事情もうかがわれない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付の場所等についての記憶はあるものの、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法に関する記憶は曖昧であり、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示

す周辺事情を見いだすことができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から43年5月までの期間及び49年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から43年5月まで
② 昭和49年7月から同年10月まで

私は、昭和40年3月から43年4月まで厚生年金保険に加入していたが、母が、国民年金も二重に掛けておくと多くの年金がもらえると町内会長から聞いて、私が20歳になった41年11月の町内会集金時に国民年金の加入手続きを行い、43年5月まで毎月納付してくれていたはずである。同年6月に結婚した時に母から「国民年金を掛けておいたから。」と言われ国民年金手帳を手渡された。

また、昭和49年7月に厚生年金保険の資格喪失後、直ちに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は毎月集金人に納付してきた。当時の集金人から「市内に同姓同名の人がいて、国民年金保険料の収納先が間違っていたので訂正しておいた。」と聞いていたが、国民年金保険料の納付記録を確認したところ49年7月から同年10月までの期間が未納となっていた。A市（現在は、B市）で確認したところ、市役所の担当者のミスを認めたが、記録の訂正には応じられないと言われた。申立期間について、領収書等はないが国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の母親及び申立期間の国民年金保険料を毎月集金に来ていたとする町内会長

は既に他界しており、申立人の国民年金保険料の納付に関する具体的な状況が確認できない上、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見いだすことができない。

また、申立人の国民年金手帳の新規資格取得年月日欄には昭和 43 年 6 月 1 日と記載されている上、C 社会保険事務所保管の国民年金記号番号払出簿（以下、「払出簿」という。）によると、当該記号番号は、同年 7 月 2 日に払い出されたことが確認でき、B 市から「国民年金保険料の集金人は、現年度保険料のみを取り扱い、過年度納付には関わっていなかった。また、国民年金関係の届出の代行や届書の預かり業務も行っていなかった。」との証言を得られたことから、国民年金の未加入期間である申立期間①の期間に申立人の母親が集金人に国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、払出簿及びB市保管の被保険者名簿によると、申立人には、基礎年金番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が昭和 43 年 7 月 9 日に払い出され、後に取り消された記録が確認できるが、申立期間①の期間中に申立人に係る別の記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人に「国民年金保険料の納付期間に関する記録の訂正を行った。」と告げたとしている集金人は既に他界していることから、当時の申立人の国民年金保険料の納付に関する状況が不明である上、申立人の国民年金手帳によると、申立人は昭和 49 年 11 月 20 日に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金保険料を納付できない未加入期間であり、当該未加入期間に、申立人が集金人に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見いだすことができない。

加えて、B 市から「当市内には当時、申立人と同姓同名の国民年金被保険者は存在していない。」との証言を得られたことから、申立人の国民年金保険料の納付記録が別人の納付記録として誤って登載されたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から47年3月まで

私が20歳になったころ、自治会長であるAさんに勧められて、当時B市役所の食堂に勤めていた母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。当時の国民年金保険料は1,700円から1,800円ぐらいだったと記憶している。

領収書等は残っていないが、申立期間について、国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の母親は、「申立人の弟の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行っていた記憶はあるが、申立人の国民年金については、加入手続き及び国民年金保険料の納付を行った記憶は無い。」と証言している上、申立人に国民年金の加入を勧めたとするA氏も既に死亡しており、申立内容を確認することができない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の記録によると、国民年金手帳は昭和47年1月31日に発行されており、昭和47年度から49年度までの国民年金保険料は、国民年金手帳に検認印があり、納付済みであることが確認できるが、申立期間については、国民年金手帳に検認印が無く、ほかに国民年金保険料が納付されていたことを示す事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 2 月まで

A 県の会社を昭和 61 年 10 月に退職し、次の就職が決まるまでの期間の私の国民年金については、父親が 62 年 3 月ごろ、B 村役場（現在は、C 市）において加入手続を行うと同時に、61 年 10 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料を納付した。領収書は廃棄してしまったが、納付したことは間違いないので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の父親は、申立人の国民年金の加入手続を行った記憶はあるものの、納付金額等の国民年金保険料の納付についての具体的な記憶は無いとしており、ほかに申立期間において、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、C 市が保管している国民年金被保険者新規資格取得届書によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 6 年 3 月 22 日以降に払い出されていることが推測でき、加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、その時点で申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月から46年3月まで

私は、母から兄弟姉妹が20歳になった時に、A村（現在は、B市。以下同じ。）役場において国民年金の加入手続をしており、私についても、短大を卒業して実家のあるA村に帰ってきた20歳の時に、同級生の父でA村役場職員のCさんから、国民年金の勧誘を受けて加入したことを覚えていると聞いた。

申立期間に係る国民年金保険料についても、A村役場に母が毎月現金を持参し納付していたと母から聞いている。

領収書等の当時の納付に関する資料は無いが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人及び申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の姉弟二人も申立期間において国民年金に未加入であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、20歳になった時に申立人の母親がA村役場で申立人の国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人が20歳に到達した時点における申立人の住所はD市にある上、申立人及び申立人の母親は、同市において国民年金に加入した記憶は無いと述べており、ほかに同市において申立人の国民年金の加入手続が行われたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間について、申立人の国民年金の加入手続が行われ、国民年金保険料が納付されていたとは認め難い。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の記録によると、同手帳は昭和

48年1月22日に発行されており、検認記録において同年1月以降の国民年金保険料の納付が確認できるが、それ以前の期間は検認印が無く空欄となっている。加えて、同年1月から同年3月までの国民年金保険料は、同年4月の検認印が押されていることから、申立人はこのころ国民年金保険料の納付を開始したものとみられ、申立人が46年4月以降の国民年金保険料を過年度納付した時点で、申立期間は時効により納付できなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立人が所持している国民年金手帳の記号番号以外に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月及び同年 9 月

私は、昭和 59 年 5 月 7 日に結婚を予定していたので、同年 3 月に株式会社 A を退社した。結婚後は B 市に転居し、B 市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月市役所の窓口で国民年金保険料を納付していた。その後、離婚を前提として別居となり、59 年 7 月ごろ C 市に転居し、国民年金の加入手続を行い、D 銀行 E 支店で毎月国民年金保険料を納付していた。領収書等は残っていないが、当時から国民年金のことはよく理解しており、間違いなく納付しているので、認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は C 市に転居してからも国民年金保険料を毎月納付していたと述べているが、昭和 59 年 9 月 25 日に離婚が成立し、同日付けで住民票を B 市から C 市へ異動させていることから、それ以前に C 市で納付書が発行されることは無く、D 銀行は B 市の指定金融機関ではなかったことから、同市が発行した納付書により、申立内容のとおり 59 年 7 月ごろから毎月 C 市で国民年金保険料を納付したとも考え難い。

加えて、申立期間は短期間であるものの、申立人は、申立期間までに国民年金の未加入期間が散見され、厚生年金保険の資格喪失後の国民年金への切替手続を行っておらず、国民年金保険料の納付意識が高かったとは言いがたい。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 5 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。また、申立人の 9 年 4 月から 13 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から平成 5 年 3 月まで
② 平成 9 年 4 月から 13 年 3 月まで

申立期間①について、妻が A 市役所本庁で、春ごろ夫婦共に 3 回程度免除申請して、1 回は却下になったが 2 回程度は承認された。

また、妻が市役所窓口及び銀行でも国民年金保険料の年間一括支払いを 3 回程度行い、夫婦共に各々 8 万円から 9 万円ぐらい支払った記憶があるが領収書が無く、何年度分を支払ったかは不明である。

申立期間②について、平成 8 年ごろから、毎年、納付督促に来る社会保険事務所の職員に、妻が過去 1 年分を支払っていたが、12 年ごろに平成 9 年度以降の保険料納付の確認ができないと言われた。さらに、12 年度は国民年金保険料を支払っているのに申請免除になっており、以降の期間は年金不信で支払っていないが、申立期間①及び②は、すべて妻が支払っていたので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、「妻が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていた。」と述べていることから、申立人自身が国民年金保険

料の納付には直接関与しておらず、申立人から、「妻は病気療養中で当時の記憶は定かではなく、病状悪化の心配もあるので、妻からの納付状況聴取は辞退したい。」との申出があり、申立期間当時の納付状況の詳細が聴取できない。

さらに、申立人は、「妻が納付した領収書を所持している。」と述べているが、領収書に記載の納付期間及び納付金額は、申立期間①及び②以外の期間であることが確認できる上、申立人の妻が、どの期間の保険料を納付していたかについて申立人の記憶は明確でない。

加えて、申立期間②について、申立人の妻が納付督促によって過去の保険料を納付したとしているところ、平成8年12月27日及び9年12月26日に過年度分を一括納付していることから、当該過年度納付との錯誤がうかがえる。

このほか、申立人は申立期間①について、免除が承認されていたとも主張しているが、その対象期間は不明であり、申立期間②のうち、平成12年度については免除を申請していないとしているが、平成13年9月に当該期間の追納申込みを行っている（申込みのみで納付が行われた形跡は無い。）ことから、不自然である上、申立人の妻の申立期間に係る納付状況は申立人と一致している（申立期間①は未納、申立期間②は未納又は免除）。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和60年4月から平成5年3月までの国民年金保険料を免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。また、申立人が9年4月から13年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 5 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。また、申立人の 9 年 4 月から 13 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から平成 5 年 3 月まで
② 平成 9 年 4 月から 13 年 3 月まで

申立期間①について、A 市役所本庁で、春ごろ夫婦共に 3 回程度免除申請して、1 回は却下になったが 2 回程度は承認された。

また、市役所窓口及び銀行でも国民年金保険料の年間一括支払いを 3 回程度行い、夫婦共に各々 8 万円から 9 万円ぐらい支払った記憶があるが領収書が無く、何年度分を支払ったかは不明である。

申立期間②について、平成 8 年ごろから、毎年、納付督促に来る社会保険事務所の職員に、過去 1 年分を支払っていたが、12 年ごろに平成 9 年度以降の保険料納付の確認ができないと言われた。さらに、12 年度は国民年金保険料を支払っているのに申請免除になっており、以降の期間は年金不信で支払っていないが、申立期間①及び②は、すべて支払っていたので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の夫からは、「妻が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていた。」と述べているが、申立人の夫からは、「妻

は病気療養中で当時の記憶は定かではなく、病状悪化の心配もあるので、妻からの納付状況聴取は辞退したい。」との申出があり、申立期間当時の納付状況の詳細が聴取できない。

さらに、申立人の夫は、「妻が納付した領収書を所持している。」と述べているが、領収書に記載の納付期間及び納付金額は、申立期間①及び②以外の期間であることが確認できる上、申立人が、どの期間の保険料を納付していたかについて申立人の夫の記憶は明確でない。

加えて、申立期間②について、申立人が納付督促によって過去の保険料を納付したとしているところ、平成8年12月27日及び9年12月26日に過年度分を一括納付していることから、当該過年度納付との錯誤がうかがえる。

このほか、申立人の夫は申立期間①について、免除が承認されていたとも主張しているが、その対象期間は不明であり、申立期間②のうち、平成12年度については免除を申請していないとしているが、平成13年9月に当該期間の追納申込みを行っている（申込みのみで納付が行われた形跡は無い。）ことから、不自然である上、申立人の夫の申立期間に係る納付状況は申立人と一致している（申立期間①は未納、申立期間②は未納又は免除）。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和60年4月から平成5年3月までの国民年金保険料を免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。また、申立人が9年4月から13年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 40 年 3 月まで

昭和 37 年 6 月に国民年金被保険者資格を取得後、両親が集金人に私の国民年金保険料を納付してきた。

その後、国民年金保険料特例納付の制度を新聞で知り、将来の国民年金の受給資格が気になったため、昭和 55 年 6 月に市役所の窓口に問い合わせた上で未納になっていた申立期間の国民年金保険料を納付したが、思い返すと、両親は几帳面な性格で、ほかの家族全員の国民年金保険料を完納している中で、私の申立期間分の国民年金保険料だけを納付していなかったとは考えられない。

また、私の国民年金手帳に、家族と異なる、住んだことの無い住所が記載されていることも不審に感じており、本当の住所で当時の私の国民年金の納付記録が残っているのではないかと思っている。

特例納付する前に未納記録になっていた期間の納付を認めて、重複納付している保険料を還付して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身が国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当時の具体的な状況が不明である。

さらに、申立人は、申立人の国民年金手帳に記載されている住所が当時の実際の住所、及び申立人の家族の国民年金手帳に記載された住所と異な

ることから、家族と同じ住所での統合されていない納付記録があると主張しているが、申立人と申立人の家族の国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳並びにA市への問い合わせの結果により、申立人の国民年金手帳には申立人の住所として集金単位でもある各自治会の区画が記載されていると推認される上、地元の有識者から「申立人及び申立人の家族の国民年金手帳に記載されている住所は、ともにB区という地域にあり、さらにその中にある自治会の境界にある数軒は、地域の都合により所属する自治会が変更になる時期もあった。そのため、過去の、名称の異なる自治会内の住所も、相違する住所とは言えない場合がある。」との証言があった。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳が発行された昭和40年8月ごろに払い出されていると推認され、その時点で申立期間の一部の保険料は時効により納付することができない上、納付可能だった期間については過年度分保険料であることから集金人が収納することができず、申立人にはこれまで転居履歴が無いことなどから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も無い。

このほか、申立期間当時、申立人の国民年金保険料はその両親が納付していたとする一方、申立人の父親が申立人に特例納付をアドバイスしたと述べているが、その際の金額の大きさや納付している期間から、重複納付の可能性を考慮せずに特例納付したとする申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺情報を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から53年2月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

二十歳になる時にA市役所から国民年金の加入案内が来た。将来、医師を目指していたことから、母が加入手続きを行い保険料も納付していたので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は未加入期間となっているが、申立人が所持する国民年金手帳に記載の資格記録(任意加入した資格取得時期)は、これと一致している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その兄(次男)と連番で昭和53年3月にA市から払い出されたと推測され、申立人の兄(次男)も申立期間は未加入期間となっている上、申立人は55年11月まで同市から住民票を移動させておらず、同市から別に国民年金手帳記号番号が払い出

されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の大部分の期間は大学生で、制度上、昭和 53 年 3 月の時点ではさかのぼって国民年金保険料は納付できない任意加入対象期間である上、申立人の国民年金保険料の納付をうかがわせる証言等も得られない。

そのほか、申立人の母は、「二十歳になる時に国民年金の加入手続きをした。」としているが、その具体的な時期等は覚えていないとしているなど、当時の記憶が曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から52年3月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

二十歳になる時にA市役所から国民年金の加入案内が来た。将来、医師を目指していたことから、母が加入手続きを行い保険料も納付していたので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年10月3日にB市から払い出されており、同年3月に住民票を移動する前のA市から別に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の大部分の期間は大学生で、制度上、昭和52年10月の時点ではさかのぼって国民年金保険料は納付できない任意加入対象期間である上、申立人の国民年金保険料の納付をうかがわせる証言等も得られない。

加えて、申立人の母は、「二十歳になる時に国民年金の加入手続きをした。」としているが、その具体的な時期等は覚えていないとしているなど、

当時の記憶が曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から53年2月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

二十歳になる時にA市役所から国民年金の加入案内が来た。将来、医師を目指していたことから、母が加入手続きを行い保険料も納付していたので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入している申立人の弟と連番で払い出されていることから、昭和53年3月にA市から払い出されたと推測されるが、申立人の弟も申立期間は未加入期間となっている上、申立人は54年6月まで同市から住民票を移動させておらず、同市から別に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の大部分の期間は大学生で、制度上、昭和53年3月の時点ではさかのぼって国民年金保険料は納付できない任意加入対象期間である上、申立人の国民年金保険料の納付をうかがわせる証言等も得られ

ない。

加えて、申立人の母は、「二十歳になる時に国民年金の加入手続きをした。」としているが、その具体的な時期等は覚えていないとしているなど、当時の記憶が曖昧である。

そのほか、申立人の母は、申立期間直後である昭和 53 年 3 月分、昭和 53 年度及び 54 年度分の A 市の国民年金保険料領収書を所持しているが、申立期間の同領収書は所持しておらず、申立期間は国民年金保険料を納付していなかったことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月から同年11月まで

A株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）にアルバイトとして勤務していたが、昭和26年7月に同社発電所のボイラー係の担当を命じられ、同年11月まで勤務した。

しかし、今回、厚生年金保険の記録を確認したところ申立期間の加入記録が無かった。勤務していたのに申立期間について厚生年金保険へ未加入とされていることに納得がいかないので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、申立人は、A株式会社での勤務形態はアルバイトであり、正社員ではなかったとしている上、同社は、人事記録等の関係資料は無く、申立人が同社に勤務していたことが確認できないとしており、同僚も同社に臨時職員がいたことは記憶しているが、申立人の名前は記憶していないとしていないことから、申立人が同社に勤務していたことが確認できない。

さらに、申立期間について、B株式会社が保管している「厚生年金保険被保険者名簿」に申立人の記録は無い上、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の名前は無く、健康保険の番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月ごろから 30 年 10 月 9 日まで

私は、昭和 28 年 3 月に高校を卒業し、同年 5 月ごろから 31 年 1 月まで A 市にあった B 株式会社に勤務していたが、入社時から 30 年 10 月 9 日まで期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社においては、焼酎工場及びビスケット製品製造工場に勤務しており、焼酎工場では交代制で 24 時間勤務し、ビスケット製品製造工場では 8 時から 17 時まで勤務していた。当時の同僚は、C 氏や D 氏などがおり、私の妻も同社に勤務していた。

給与明細書等の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について、A 株式会社の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の上司及び同僚の証言から申立人が A 株式会社に勤務していたことは推認できるものの、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A 株式会社における当時の社会保険の事務担当者は、「A 株式会社では、試用期間があり、試用期間中の従業員及び期間工の従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している上、同僚は、「焼酎工場の従業員は、ほとんどが期間工で、自分も期間工から本採用になったが、期間工当時の厚生年金保険の加入記録は無い。」と証言している。このことから、同社において、入社当初から厚生年金保険に加入させない取扱いがあったこと及び雇用形態によって厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

さらに、申立人は、A株式会社における具体的な雇用形態を記憶していない上、同社は昭和36年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び当時の役員の所在も不明であることから、申立人の雇用形態等に関する関連資料及び証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

A株式会社を退社後、大学に進学し、昭和 56 年 3 月に卒業後、B市内にある株式会社Cに入社し、図書や百科事典の販売に従事していた。同社の営業所は他県にもあり、他の営業所と売り上げを競っていた。国民健康保険に加入していた記憶も無い。給与明細書は、廃棄して無いが、厚生年金保険料は多分控除されていたと思う。厚生年金保険に加入していなかったとは考え難いので認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Cの勤務形態を詳細に述べており、その内容は同社における厚生年金保険資格取得者の説明内容と一致しており、営業従事者として勤務していたものと推認できるが、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、株式会社Cにおける厚生年金保険資格取得者から、「営業従事者は、本社の方針により、原則的に厚生年金保険の適用となっていなかった。」との証言が得られた上、同社における申立人の雇用保険の被保険者資格記録も確認することができなかった。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票により、申立期間におけるすべての被保険者を確認したが申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番がないことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、株式会社Cは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の親会社である株式会社Dに確認したものの、申立てに係る事実を確認できる証言及び関連資料は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 14 日から同年 9 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実は無い旨の回答をもらった。

A大学の人事記録の写しには、昭和 41 年 3 月 14 日技能補佐員に採用する旨の記載があるので、同年 3 月から同年 9 月までの間は厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A大学が保管する人事記録から申立期間について同大学に勤務していたことは確認できるものの、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が勤務していたA大学は、昭和 41 年 10 月 1 日に厚生年金保険適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所になる以前であり、技能補佐員であった申立人及び同様の勤務形態であった同僚はすべて同日の資格取得になっており、連絡先の把握できた同僚から、「私が厚生年金保険の被保険者となったのは昭和 41 年 10 月 1 日が初めてであり、それまでは国民健康保険に加入していた。」との証言があった。

さらに、雇用保険の資格取得日は昭和 41 年 10 月 1 日となっており、申立期間については雇用保険の被保険者であったことを示す記録も確認することはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 39 年 3 月ごろまで

私は、A電機で経理課長をしていた叔母の紹介により、家電販売業のB商會に昭和 37 年 6 月に入社した。

B商會の社長に勧められて軽四輪自動車の運転免許の取得や、昭和 38 年 9 月か同年 10 月には、C市にある技術サービスセンターで、1 か月程度のテレビやラジオ修理に関する研修も受けた。その研修があった翌年の 39 年 3 月ごろ、一身上の都合でB商會を退職した。ところが、社会保険事務所の記録では、私が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのは 37 年 9 月となっている。

私の記憶では、昭和 39 年 3 月ごろまでは勤務を続けていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は事業主及び複数の同僚の証言から申立期間にB商會に勤務していたことは推認できるが、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、申立人の申立期間の終期を特定できる人事記録等はなく、B商會は、平成 2 年 11 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が同商會に在籍していたと証言した複数の同僚全員が、申立人がいつごろ退職したかは覚えていないと回答しているなど、申立てに係る事実を確認する関連資料を得ることができない。

さらに、B商會は個人事業として創業した昭和 35 年に労働保険に加入しており、従業員数が増加した 37 年 6 月には厚生年金保険の新規適用事業所とな

るなど、事業主の労働保険及び社会保険に対する認識は高く、適用事業所として資格取得届、喪失届及び算定基礎届が適切に行われていたことが、社会保険事務所が保管する記録からうかがわれるが、健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名が無く、健康保険番号に欠番も無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は同僚のD氏と共に、軽四輪自動車の運転免許を昭和38年7月ごろに取得したと主張しているが、申立人の取得日は同年7月24日、D氏の取得日は、37年7月16日と約1年相違しており申立人の記憶に曖昧な点がみられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月から平成 6 年 1 月まで
② 平成 10 年 1 月から 12 年 5 月まで

私は、申立期間①の期間は有限会社A、申立期間②の期間はB株式会社に、それぞれ勤務していた。

しかし、平成 19 年 8 月に申立期間の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、有限会社Aで平成 6 年 2 月から同年 6 月までの 4 か月間の記録があるだけであった。私自身は身体が弱く、健康保険証は必要であったし、それぞれの会社に勤務していた当時、給与から社会保険料も引かれていたと記憶している。当時の給与明細書や源泉徴収票は無いが、それぞれの会社に勤務していたことは間違いないので、これらの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、有限会社Aに勤務していたと主張しているが、同社の申立人に係る人事記録等や雇用保険の被保険者資格取得の記録から申立人が昭和 59 年 3 月から勤務していたことは確認できず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは 60 年 2 月からである。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、同事業所の勤務状況等について確認することや勤務期間を特定することができない。

さらに、事業主は、「申立人とは、販売実績に応じて報酬を支払う歩合制で業務を委託しており、申立人との雇用関係は無かった。」と述べており、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、同原

票の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人がB株式会社に関係した販売業務に従事していたことは事業主の証言から推認できるが、申立期間について厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、申立人の同事業所における勤務状況等について確認することができない。

さらに、事業主は、「申立人とは、販売実績に応じて報酬を支払う完全歩合制の業務委託の関係であり、申立人との雇用関係は無かった。」と述べており、社会保険庁のオンライン記録に申立人の氏名は無く、同記録の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 19 日から 41 年 4 月 30 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社を昭和 41 年 4 月 30 日に退職したが、脱退手当金の支払いを受けた記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、「脱」表示が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 41 年 9 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 15 日から 45 年 5 月 19 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社B工場を昭和 45 年 5 月 19 日に退職したが、脱退手当金の支払いを受けた記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の加入期間は、当時の脱退手当金の支給要件である厚生年金保険被保険者期間を満たしており、社会保険事務所の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がされている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額の計算に誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日の4か月後に支給決定されているなど、一連の脱退手当金の支給事務の処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。